

令和 7 年度兵庫県自家消費型非住宅用太陽光発電導入
補助金交付要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、令和 7 年度兵庫県環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、兵庫県自家消費型非住宅用太陽光発電導入補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第 1 条 この要領において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）とは、次の各号に掲げる太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業をいう。なお、対象となる事業の設備要件を別表 1 のとおり、設備設置の対象地域を別表 2 のとおり定める。

- （１）屋根置き・野立て型太陽光発電設備（ただし、10kW 以上とする）
- （２）ソーラーカーポート（ただし、10kW 以上とする）

（補助対象者）

第 2 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は別表 3 に定める事業者をいう。

（補助対象経費）

第 3 条 補助対象となる経費は別表 4 のとおり定める。

（申請期間）

第 4 条 この補助事業の申請期間は、令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 11 月 28 日（金）までとする。ただし、申請額が予算の上限に達しなかった場合は、追加申請を行うことがある。なお、申請期間内に交付申請額が予算額に達した場合は、規定にかかわらず、申請を終了するものとする。

（提出書類）

第 5 条 補助事業の申請等の際の提出書類は別表 5 のとおり定める。

（実績報告）

第 6 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業完了の日から 30 日を経過する日または令和 8 年 2 月 27 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

附則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

別表 1 補助事業

補助事業	内容
太陽光発電設備の設置	a 整備する設備は各種法令等に遵守し、商用化され、導入実績があるものであること。エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 b 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。 c 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 d 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていることと見なすものとする。 e 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 f 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 g 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識

	(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 h PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が兵庫県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 i リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
--	---

	j 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上を当該需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。(当該需要家のみが消費するものとする。) k ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(ソーラーカーポート事業))」を参考にすること。
--	---

別表2 対象地域

西宮市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加東市、多可町、姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市 ※既に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業)の採択を受けている下記地域は対象外 神戸市、尼崎市、芦屋市、宝塚市、加古川市、加西市、淡路市

別表3 補助対象者

補助対象者は、 交付要綱の補助対象事業に係る別表（第2条関係）の補助事業の対象となる者に定めるとおりとする。 ただし、以下に掲げる中小事業者を除く。 ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小事業者 イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小事業者 ウ 大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小事業者 なお、PPAまたはリースによる設備導入を行う場合、補助金の交付対象者はPPA、リースを主導する事業者とする。	
---	--

別表4 補助対象経費

補助対象経費は事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入または実施されたことを証明できるものに限る。

※ 消費税及び地方消費税は対象外とする。

※ 他補助金の交付（予定）額は対象外とする。

※ 補助金の交付決定前に発注、契約、支払いをした経費については、補助金の交付の対象外とする。

区 分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）

			②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	本工事費 (関接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

別表 5

提出書類

提出書類は交付要綱の別に定める事項に定めるとおりとする。
あわせて確認書類として以下の書類の提出を求めるものとする。

- 1 補助対象設備の工事期間が判別できる資料
(予定工程表等。複数年度工事の場合、年度ごとの内容が確認できること)
- 2 サービス料金またはリース料金から交付金額相当分またはその一部が控除されることがわかる書類
- 3 確認書
- 4 その他県が必要と判断する資料